

## ○猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時 的任用職員の給与等に関する条例

(平成24年3月30日)  
(条例第39号)

猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員の給与等については、臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成23年川西市条例第5号）及び臨時的任用職員の給与等に関する条例施行規則（平成23年川西市規則第21号）の規定を準用し、支給するものとする。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に支給された給与等は、この条例の規定に基づいて支給された給与等とみなす。